群馬県スキー連盟　　ジュニア育成委員会規程

(目的)

第1条　ジュニア育成委員会（以下「ジュニア委員会」という。）は、県内ジュニアのスノースポーツの育成、普及を図り、群馬県スキー連盟(以下「本連盟」という。)の事業目的にある、スノースポーツ振興ための事業の実施および研究調査を行うことを目的とする。

（事業）

第2条　ジュニア委員会は、次の事業を行う

１．ジュニア育成のための基金を設け、基金の運用によって、所属団体の活動を支援する。

　２．ジュニア育成のための事業の調査、研究を行い、所属団体にジュニア育成事業の情報提供、ノウハウなどを提供する。

　３．その他、前条の目的達成のための必要な事業

（構成員）

第3条　ジュニア委員会は、群馬県スキー連盟会長、専門委員会の総務本部長、競技本部長、教育本部長、監事代表および委員長が指名する所属団体からの指名委員若干名で構成する。

(役員)

第4条　委員会には、委員長を置き、委員長は群馬県スキー連盟会長とする。

（指名委員の任期）

第5条　指名委員の任期は2か年とする。

（会議）

第6条　会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

（基金運用）

第7条　ジュニア委員会が運用する基金については、別に基金運用規定に基づく。

（年度)

第8条　ジュニア委員会の年度は、毎年6月1日から始まり、翌年5月31日で終わる。

(報告)

第9条　ジュニア委員会は、事業年度終了後、群馬県スキー連盟理事会に事業報告を行う。

（その他）

第10条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、その都度定める。

附則

この規程は平成　　年　　月　　日から施行する。